



富士市 外出支援 サービス

対象者

在宅で生活している65歳以上で、介護保険の「要介護4・5」の判定を受け、一般の交通機関の利用が困難な人(付き添いが必要です)

※ 障害福祉課のタクシー券の交付を受けている人は利用できません。

サービスの内容

- 車いす・ストレッチャー用の介護タクシーの乗車料金(メーター運賃)を助成します。
- 一般(ユニバーサル車両含む)のタクシーは利用できません。
- サービス利用券1枚で片道1回、1,900円までを助成します。料金が1,900円を超えたときは、超えた分をお支払いください。
- 次の場合にご利用いただけます。

(ご自宅⇄医療機関⇄市内外の医療機関の移動…通院・入退院・転院
ご自宅⇄公共機関等(※1)の移動…役所の手続・冠婚葬祭等

注: 生活拠点が病院・介護施設等(※2)にある方はご利用できません。

(※1)市役所、税務署、年金事務所など

(※2)3ヶ月以上入院している場合や週の半分以上、ショートステイなどの宿泊サービスを利用している場合はご利用できません。

申請に必要なもの

- 利用者の印鑑(代筆する場合のみ)
- 介護保険被保険者証 ● 障害者手帳(ある人)

※ ヘルパーの身体介護・乗降介助について

介護保険サービスを利用する人は、ケアマネジャーにご相談ください。

事業についての注意事項

- 高齢者支援課に、申請書を提出してください。
1 週間を目安に利用者宅へサービス利用券を郵送いたします。
- 発行する利用券の枚数は、年度内の残り月×2枚です。
有効期間は、当該年度末(3月31日)までです。毎年度申請が必要となります。
- 利用者の要介護度が3以下になった場合、高齢者支援課に返却してください。

利用時のお願い

- 車両によって、サービス利用券が使用できない場合があるため、当サービスを利用することを予約時に必ず伝えてください。
- 乗車料金のほか、乗降の介助にサービス料金が別途発生します。金額については、予約時にタクシー会社に確認してください。
- 利用券は、1回(片道)に1枚使用いただけます。
- 他人に譲渡するなど、利用券を不正に使用した場合は、助成額の全部または一部を返還していただきます。

利用できるタクシー会社

業者名	連絡先	住所	車椅子・ストレッチャー
シンフジハイヤー	21-4611	三ツ沢 253-1	いずれも可
介護タクシー優	57-4376	高島町 49	いずれも可
介護タクシーふじ	080-2658-7200	青葉町 318	いずれも可
高アシストサービス	090-5607-3101	中柏原新田 111-4	いずれも可
アシスト	67-0550	伝法 2-21	いずれも可
ふじさん介護タクシー	090-1236-4366	富士岡 1495	いずれも可
よつば	070-5334-0515	松岡 228-13	車椅子のみ
福祉タクシーしずおか	090-8072-8580	中之郷 3701-4	車椅子のみ
フリーウェイ	(0544)26-9487	富士宮市田中町 762	いずれも可
ツーピース	(0544)23-5803	富士宮市大岩 118-29	いずれも可
介護タクシーテレサ	(055)928-6781	沼津市原町中 2-4-16	いずれも可
静岡民間救急	(054)346-3299	静岡市清水区七ツ新屋 351-2 サンシャイン 77 101 号室	いずれも可 【時間制運賃】
福祉タクシー人力車	090-7604-0294	三島市長伏 603	いずれも可



お問い合わせ

富士市役所 4 階北側 高齢者支援課 電話:55-2741